　　診　断　書（成年後見制度用）

（表　面）

裏面に続く

|  |
| --- |
| １　氏名 　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　男・女  　　　　　　　　年　　　月　　　日生（　　　　歳）  　　住所 |
| ２　医学的診断  　　診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）  　　所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）  各種検査  長谷川式認知症スケール　　　　　（□　　　　点（　　　　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）  ＭＭＳＥ　　　　　　　　　　　　（□　　　　点（　　　　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）  脳の萎縮または損傷等の有無  □　あり　⇒（□　部分的にみられる　　□　全体的にみられる　　□　著しい　　□　未実施）  □　なし  知能検査  その他  短期間内に回復する可能性  　　□　回復する可能性は高い　　　□　回復する可能性は低い　　　□　分からない  （特記事項） |
| ３　判断能力についての意見  　□　契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。  　□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。  　□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。  　□　支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。  （意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。 |
| 判定の根拠   1. 見当識の障害の有無   □　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　□　障害がみられるときが多い　□　障害が高度）  □　なし       1. 他人との意思疎通の障害の有無   □　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　□　意思疎通ができないときが多い  □　意思疎通ができない）  □　なし       1. 理解力・判断力の障害の有無   □　あり　⇒（□　程度は軽い　□　程度は重い　□　顕著）  □　なし       1. 記憶力の障害の有無   □　あり　⇒（□　程度は軽い　□　程度は重い　□　顕著）  □　なし       1. その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）         参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）      ※　「本人情報シート」の提供を　□　受けた　　□　受けなかった  　（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。） |

以上のとおり診断します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（裏　面）

　病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

　担当医師氏名 　　　印

**【医師の方へ】**

（令和２年１２月版）

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

（東京家庭裁判所本庁・支部提出用）

**診断書付票**

１ 家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合，お引き受けいただけますか。

□引き受ける。

□引き受けられない。

　□専門ではないから。　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　□次の医師を紹介する。

　お名前　　　　　　　　　　　勤務先　　　 　　　　　 　電話

２ 以下は，鑑定をお引き受けいただける場合にお答えください。

(1)　**書面による正式依頼を受けてから鑑定書を提出していただくまでの期間はどのくらいで**

**しょうか。**

□２週間　□３週間 □４週間 □その他（　　　週間）

(2)　　**鑑定料はいくらでお願いできますか。**

□３万円　□５万円 □７万円 □１０万円　□その他（　　　 万円）

注：一般的に５万円から１０万円程度でお引き受けいただいています。主治医の場合はでき

れば５万円程度でお願いできればと思います。

(3) **鑑定料の振込先**（振込口座番号は正式依頼の際に同封する請求書にお書きください。）

□個人（医師御本人）名義の口座

□法人（医療法人社（財）団○○会など）名義の口座

(4)　 **鑑定依頼書面の送付先**

□診断書記載のとおり

□その他（〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(5)　　**電話連絡先**

　　　電話

(6) **「鑑定書作成の手引」の裁判所からの送付は必要ですか。**

　□必要　　□不要

注：「鑑定書作成の手引」は，最高裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができます（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）。

（令和２年１２月版）